

私たちの意志が、正確に政治に反映されるためには、選挙自体が公正に行わなければなりません。だから、選挙は、公的な機関の人々によって常に厳しく管理されています。

正しい選挙を見守ることは、民主主義を守り、そして私たちの暮らしを守ることです。

選挙管理機関については、次のとおりです。

選挙管理委員会の組織と主な職務

選挙管理委員会の委員は、選挙権を持っている人で、人格が高潔、政治及び選挙に公正な識見を持つ人のうちから、市議会で選挙された4人の委員で構成され、任期は4年です。

委員長は、委員の中から互選されます。

選挙管理委員会事務局は、この委員会に設置され、市議会議員、市長、県議会議員、知事、衆・参議院議員、農業委員会委員の選挙等に関する事務を管理し、すべての選挙について投開票を行い、選挙人名簿の作成・管理を担当します。

選挙会・選挙長

各選挙では、開票の結果を開票管理者からの報告によって確認するなどしたうえで当選人を決定する選挙会が置かれます。この選挙会に関する事務を行うのが選挙長です。

選挙長は、立候補の届出の受理なども行います。

また、選挙長は、その選挙の有権者の中から、その選挙を管理する選挙管理委員会によって選任されます。

投票管理者

各選挙ごとに置かれ、その選挙の投票に関する事務を行います。

具体的には、投票用紙の交付、代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所への秩序維持などです。

投票管理者は、その選挙の有権者の中から瑞穂市の選挙管理委員会によって選任されます。

開票管理者

各選挙ごとに置かれ、その選挙の投票に関する事務を行います。

具体的には、投票の点検、投票の効力の決定、開票の結果の報告、開票録の作成、開票所の秩序維持などです。

開票管理者は、その有権者の中から瑞穂市の選挙管理委員会によって選任されます。

投票立会人

投票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視します。

具体的には、投票手続きの立ち会いや投票箱の送致・立ち会いなどを行います。その人数は、2人以上5人以下（期日前投票立会人は2人）です。

※ 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することはできません。

開票立会人

開票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視します。

具体的には、開票手続きの立ち会いや投票の効力の決定に際しての意見陳述などを行います。その人数は、3人以上10人以下です。

選挙立会人

選挙会に立ち会い、当選人決定手続きに参加します。

その人数は、3人以上10人以下です。



「選挙管理委員会の職務」

選挙管理委員会は、選挙に関する事務の管理の他にも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して選挙人（有権者）の政治常識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など選挙について必要と認める事項を選挙人によく知らせることも、重要な職務です。

また、「選挙のやり方や当選人の決定方法が間違っている」という申し出の処理、地方公共団体の議会の解散請求、議員や長の解職請求の処置も、選挙管理委員会の役割なのです。

問い合わせ先

選挙管理委員会

TEL:058-327-4111 FAX:058-327-7414

soumu@city.mizuho.lg.jp